

パパ活契約書

委託者 ●● ●● (以下、「甲」という。) と受託者 ●● ●● (以下、「乙」という。) とは、パパ活業務に関する委託に関し、以下のとおり契約 (以下、「本契約」という。) を締結する。

第1条 (業務の委託)

甲は、乙に対し、以下の各号に定める業務 (以下、「本件業務」という。) を継続的に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 毎月4回の飲食同行
- (2) (1)に関連する付帯業務

第2条 (本件業務の遂行)

乙は、本件業務を、本契約、および個別契約ならびに関連法令の定めに従って善良なる管理者の注意をもって遂行する。

第3条 (契約期間)

- 1 本契約の期間は、令和2年 月 日より令和 年 月 日までとする。
- 2 第1項の契約期間満了の1ヶ月前までに、乙が甲に対し、契約終了の意思を甲所定の方法によって通知しない限り、本契約は自動更新されるものとする。
- 3 第2項による本契約更新後の契約期間は、1年とする。

第4条 (報酬・実費)

- 1 甲は、乙に対し、本件業務につき、本項各号のとおり、日本円を直接手渡しする方法で、報酬・実費を支払うこととする。
 - (1) 毎月末日限り、金●●万円
 - (2) 乙が当該月にかかった費用については翌月末日限り
- 2 第1項で定める報酬に関しては、甲乙協議の上、改定出来るものとする。
- 3 乙が本件業務を遂行するために、交通費を要した場合、第1項で定める報酬とは別途、10万円を上限とし、甲が乙に支払うものとする。

第5条 (秘密保持)

- 1 いずれの当事者も、相手方によって開示されたまたは本契約の履行ないし本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。
- 2 前項により課された秘密保持義務は、以下の各号に定める情報については適用されないものとする。
 - (1) 相手方による開示または提供以前に、公知となっている情報
 - (2) 相手方による開示または提供の時点において、すでに自己が所有していた情報
 - (3) 相手方による開示または提供の後に、自己の契約違反、不作為、懈怠または過失等によらずに公知となった情報
 - (4) 相手方から開示または提供されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報
 - (5) 秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得または開示された情報
 - (6) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた情報
- 3 いずれの当事者も、本条において秘密とされた情報について複製しようとする場合

には、相手方の事前の承諾を得るものとする。

4 本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、甲および乙は、第1項および第2項によって秘密とされた情報およびそれらの複製を遅滞なく相手方に返還するものとする。物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、相手方の指示に従って、それらの情報を廃棄しなければならない。

5 いずれの当事者も、本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、本条第1項および第2項によって秘密とされた情報をいかなる方法によっても使用することはできない。

6 本条による秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第6条（個人情報保護）

いずれの当事者も、相手方によって開示された個人情報を、正当な理由なく他に開示または漏洩してはならない。

第7条（不当要求行為等）

甲及び乙は、自己、自己の子会社、関連会社または役員、従業員、その他の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

第8条（中途解約）

1 本契約もしくは個別契約の全部または一部は、契約期間中であっても、当事者の一方からその相手方に対する1ヶ月前の書面による事前の通知をなすことにより、何時でも解除することができる。ただし、解除した当事者は、解除により相手方に発生した損害を賠償しなければならない。

2 いずれの当事者も、その相手方が本契約または個別契約のいずれかの条項に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求を受けた後30日以内に当該違反を是正しなかった場合には、かかる相手方に対する書面の通知をもって本契約を解除することができる。

3 前二項によって本契約を解除した当事者は、その相手方に対して、解除によって生じた損害について賠償請求をすることができる。

第9条（契約上の地位の移転等の禁止）

1 いずれの当事者も、本契約もしくは個別契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転しまたは第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、本件業務を再委託することにつき合理的な理由がある場合に限り、甲の事前の承諾を受けた上で、本件業務の一部又は全部を、第三者に再委託することができる。

3 乙は、再委託を行う場合、当該再委託先に対して本契約および個別契約上の義務と同様の義務を負わせなければならない。

第10条（損害賠償責任）

1 本契約の履行に関連して、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた当

事者は、その相手方に対し、損害賠償の義務を負う。

2 前項の定めにかかわらず、相手方に生じた損害が、下記の事由または甲および乙の責めに帰すべからざるその他の事由によるものであるときは、相手方に対し、前項の義務を負わないものとする。

(1) 地震、台風、水害その他の自然災害、戦争、内乱、騒乱、火災、労働争議、交通通信機関のマヒにより、本契約の履行が著しく妨げられまたは不可能となったとき。

(2) 個別契約に定める業務実施場所の所在する建物における法令その他の定めに基づく設備点検および法定点検による本件業務の一時中断。ただし、当該中断について、乙は、甲に対し、契約の事前に通知しなければならない。

(3) 前記各号に定める他、甲および乙の合理的管理の及ばない事由により、本契約の履行が著しく妨げられまたは不可能となったとき。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項中疑義の生じた事項については、両当事者は誠意をもって協議の上、これを決定する。

第12条（合意管轄）

両当事者は、本契約または個別契約に関して当事者間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、当事者各自記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙